

電子著作物権利処理事業

事業の内容

- 教育研究用の電子コンテンツを教員相互で利用したり、授業の参考として閲覧できるよう、ネットワーク上で手続きを行い、コンテンツを入手するもので、同時に著作権処理も行います。また、本事業に提供予定の教材等に他者の電子コンテンツが含まれる場合、著作権者との権利処理も仲介します。
- 本協会は、文化庁の著作権等管理事業者として登録されています。

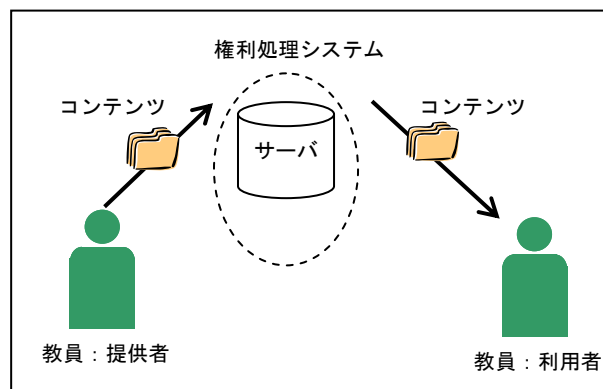
事業参加のメリット

教材等を全国の大学教員と広く相互利用できます。また、登録したコンテンツが他者にどのくらい利用・閲覧されているか、利用状況をご自身で把握できるので、教育業績の基礎資料として活用できます。

権利処理システムの仕組み

専用サーバにコンテンツファイルをアップロード（蓄積）し、利用者が利用手続きの上、ファイルをダウンロードします。

- 利用者にコンテンツファイルが渡ります。
（物理的にダウンロードが困難な場合などは他の方法で対応します。）
- 先生自身がコンテンツ登録できない場合、代理で学内の方または本協会が登録することも可能です。



対象とするコンテンツ

講義スライド、講義ノート、練習・演習問題、図表、シミュレーション、実験・実習VTRなどの電子コンテンツで、部品・素材として利用したり、参考にできるものを推奨しています。

例 PowerPoint、Excel、Word、PDF、HTML、Flash など
登録済み・予定のコンテンツ一覧とサンプル <http://www.juce.jp/crddb/contentslist.htm>

参加対象

大学・短期大学および教職員（教員の個人参加も可能です。学生は対象としません。）

必要な設備環境

Web の使える PC であれば、学外からでも利用できます。

料金（著作権料と手数料）

手数料は一切かかりません。著作権料は、19年3月末までは試行期間として無料とさせていただき、以降は提供者に選択いただきます。

〇〇大学電子著作物取り扱い規程（モデル案）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇大学において電子著作物の創作、利用する際に必要な事項を定めることにより、本学における電子著作物の振興普及を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において用いる用語は、著作権法（以下法という）によるほか、次の定義によるものとする。

- 一 「電子著作物」とは、著作物の中でデジタル化された著作物をいい、言語、図、表、グラフ、写真（静止画像）、録画（動画像）、絵画、音声（音楽）などをいう。
- 二 「雇用関係にある教職員」とは、本学の専任教職員および事務職員、並びに本学と教育研究の任用にあたって契約がなされている非常勤教職員等をいい、この規程において「本学関係者」と言う。
- 三 「学内LAN」とは、本学が学内に設置する情報通信網をいい、キャンパス間を結ぶネットワーク回線も含む。
- 四 「本学のWebサイト」とは、インターネット上に公開している本学のホームページをいう。
- 五 「権利者」とは、著作人格権、著作権など電子著作物の創作に伴い発生する著作権を有する者をいう。
- 六 「法人著作の電子著作物」とは、法第15条に規定する電子著作物をいう。
「著作」とは、電子著作物の模倣を除く創作行為をいう。

（権利の帰属）

- 第3条 本学関係者が本学の発意により職務上創作するもので、本学の名義により公開する電子著作物（プログラムの著作物を除く）は、本学に帰属する。
- 2 本学関係者が創作した電子著作物についてその権利の譲渡を申し出たときは、本学がこれを承継することができる。
 - 3 本学協力のもとで、本学関係者あるいは本学以外の関係者が協力して創作した電子著作物は、本学および本学関係者と本学以外の関係者を権利者とし、権利の持ち分について別途契約するものとする。

（本学の協力）

第4条 本学の協力とは、教育研究に使用する著作物の電子化およびWebページの整備に伴う施設・設備、要員の提供、外部委託等の支援などを言う。

（コンテンツ委員会）

- 第5条 本学は、電子著作物の権利の帰属および利用に関する事項を審議するため、コンテンツ委員会（以下、委員会）を設置する。
- 2 委員会に関して必要な事項は別に定める。

（権利持ち分の決定）

第6条 第3条に規定の権利の持ち分は、電子著作物の創作にかかわった度合いに基づき、委員会が定めるものとする。但し、本学以外の者が権利者に含まれる場合は、委員会が仲介し、持ち分決定の交渉を行うものとする。

（権利者の届け出と開示）

- 第7条 第3条に規定の権利者は、別に定める手続きにより届け出を行うものとする。
- 2 本学は、同条第1項の届け出を受けた著作物について委員会に付託し、その結果を速やかに学内ネットワークで開示するものとする。

（電子著作物の管理責任）

第8条 届け出た電子著作物にかかわる一切の責任は、権利者が負うものとする。電子著作物に不適切な部分を発見又は委員会等で指摘された場合は、権利者の責任で対処するものとする。

- 2 権利者が本学を退職した場合又は本学との雇用契約が解除された場合は、本学で特に認めたものを除き、権利者の責任において電子著作物を撤去するものとする。
- 3 委員会は、届け出る電子著作物が以下の各号に該当しないことを確認するものとする。
 - 一 教育・研究を目的としないもの
 - 二 法令および公序良俗に反するもの
 - 三 本学の名誉を毀損又は不利益をもたらすもの
 - 四 他者の著作権その他の権利を侵害するもの
 - 五 他者を誹謗中傷するもの
 - 六 その他本学から公開する情報として不適切なもの

(学内への了解事項)

- 第9条 次に掲げる事項については、本学担当組織〇〇に届け出又は委員会の許諾を得るものとする。
- 一 電子著作物を学外に公開する場合は、委員会に届け出るものとする。
 - 二 授業の映像の全部又は一部を本学の Web サイト又は学外の Web サイトで公開する場合又は CD-ROM など配付する場合は、事前に委員会に許可を申請し、承認を受けるものとする。
 - 三 大学等による遠隔授業で電子著作物を学外に送信する場合は、担当教員から本学担当組織〇〇に届け出るものとする。
- 2 本学の Web サイトで公開する電子著作物の利用目的は、以下に掲げるものとする。
- 一 本学の教育研究活動に使用する
 - 二 本学と他大学等（本学が認める機関を含む）との教育研究に使用する
 - 三 本学の経営管理活動に使用する
 - 四 その他本学が必要と認める使用
- 3 第8条第1項に規定の不適切な電子著作物の対処が実施されない場合は、委員会の議を経て不適切な部分を削除することができる。

(権利処理)

- 第10条 電子著作物は権利処理が行われているものとし、電子著作物に権利処理済みの表示をするものとする。なお、第三者利用に対して、自由利用を認める場合には自由利用マーク等を電子著作物の冒頭に明示するなど、適切な表示を行うものとする。
- 2 二次的著作物の場合には、原作者に創作の許諾を得るとともに、2次的著作物であることと原作者名を表示するものとする。また、創作した二次的著作物の利用についても、必要に応じて原作者に許諾を得るものとする。
 - 3 他人の肖像を撮影して利用する場合又は個人を特定した情報の利用は、事前に利用の目的と利用範囲・方法について本人に許諾を得ておくものとする。許諾手続きが不可能な場合は、個人の識別ができないように情報の一部を消去又は加工するものとする。
 - 4 放送番組等を録画して利用する場合は、製作会社等の権利者に許諾を得ておくものとする。
 - 5 音楽を利用する場合は、権利者または権利処理代行機関の許諾を得ておくものとする。
 - 6 新聞・雑誌の記事を利用する場合は、権利者である当該会社等に許諾を得ておくものとする。
 - 7 他者の情報をサーバーにアップロード（送信可能化）する場合およびアクセスに応じてサーバーからの送信をする場合は、事前に権利者に許諾を得ておくものとする。

(規程の改廃)

- 第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て委員会が行い、教授会および理事会に報告する。

〇〇〇〇大学〇〇〇〇委員会 権利持ち分の決定と仲介に関する申し合わせ（モデル）

【モデルの基本的な考え方】

これは、財産権としての著作権の持ち分の決定を整理するために設けた一つの申し合わせの例示ですので、参考にされ大学の実情に即した申し合わせを考えて下さい。

本モデルの策定で特に配慮した点は、大学の協力規模（施設・設備の提供、人的組織の提供、大学資金の提供）と創作への貢献度を組み合わせることにより、持ち分に対する権利者の様々な意見を反映できるように配慮しました。また、学外関係者との関係については、大学および大学教職員が企画・実施に全面的に関与しても、持ち分は6割を限度とすることで学外関係者とのバランスをとりました。

第1条（目的）

この申し合わせは、電子著作物を本学の協力の下で創作した場合の関係者との著作権（財産権）の持ち分および仲介について定めるものとする。

第2条（本学の協力）

電子著作物の創作に伴う本学の協力とは、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本学の施設・設備の継続的な専用
- 二 本学の教職員による組織的な支援
- 三 本学の資金による支援

第3条（持ち分の割合）

本学と本学の教職員との持ち分の割合は、前条の協力の規模と電子著作物創作に際しての企画、実施に関与した組み合わせにより、以下の度合いとする。なお、以下に該当しない場合は、その都度決定するものとする。

- 一 創作の企画と実施全般に亘る指示・・・9割～6割
- 二 創作の企画・・・・・・・・・・・・・・5割～3割
- 三 創作の実施全般・・・・・・・・・・・・・・5割～7割
- 四 指示を受けての実施・・・・・・・・・・・・1割～4割

※ ここでは、2条の施設・設備、教職員、資金の全ての協力がある場合とそれ以外の協力による場合を想定して、持ち分の割合に多様なケースに対応できるようにしました。

※ 創作の企画とは、目的、用途、創作イメージ、内容構成および関連資料、開発に必要なソフトウェアなど、電子著作物の創作活動に最小限必要な概要としました。

第4条（本学以外の者との持ち分の交渉）

本学と本学の教職員および本学以外の者との持ち分の交渉は、創作に入る前に権利者間で行うものとする。但し、創作前に交渉が困難な場合には、創作完了までに終了するものとする。

第5条（本学以外の者との仲介）

本学および本学教職員と本学以外の者との権利持ち分の仲介は、電子著作物創作に際しての企画、実施に関与した以下の度合いを参考に委員会が仲介する。

- 一 創作の企画と実施全般に亘る指示・・・6割（本学1割、本学教職員5割）
- 二 創作の企画・・・・・・・・・・・・・・3割
- 三 創作の実施全般・・・・・・・・・・・・・・7割
- 四 指示を受けての実施・・・・・・・・・・・・4割

※ ここでは、一号・二号が大学、三号・四号が大学以外の関係者を想定しましたので、一と四、二と三の組み合わせで持ち分を仲介することにしました。

第6条（申し合わせの改廃）

本申し合わせの改廃は、委員会の議を経て委員会が行い、教授会および理事会に報告する。